

玉名市発注工事における社会保険等未加入対策について

玉名市では、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策として、令和2年4月1日以降に公告、指名通知又は見積依頼を行う全ての建設工事において、社会保険等未加入建設業者（※1）との一次下請契約を禁止することとしますのでお知らせします。

- ※1 次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2号第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がないものを除く）
- (1) 健康保険法第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法第7条の規定による届出

1 玉名市公共工事請負契約約款の一部改正

受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結することを禁止する条項（第7条の2）を新たに設けます。

2 社会保険等未加入対策の概要

●対象工事

玉名市が発注する全ての建設工事

●実施内容

社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を禁止します。

●社会保険等の加入状況の確認方法

受注者から提出された施工体制台帳の「下請人に関する事項」の健康保険等の加入状況の欄の記載内容から適否を判断します。

3 一次下請業者が社会保険等に参加していない場合の取り扱い

一次下請業者が、健康保険・厚生年金保険・雇用保険のいずれか一つでも、適正に参加していないことが判明した場合、契約違反である旨の通知を行うとともに加入指導等を行います。また、一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であることについて、建設業許可権者に通報します。

4 今後の社会保険等未加入対策について

令和3年4月より社会保険等未加入建設業者との下請契約の禁止を全ての下請負人まで拡大するとともに、違約金の請求、指名停止措置及び工事成績評定の減点等の措置を行う予定です。

玉名市企画経営部契約検査課
電話 0968-75-1125

社会保険等未加入対策に係る手続きフロー

